

指定就労継続支援A型事業所の経営破たんに係る検証結果について

平成30年11月6日
障害者支援課

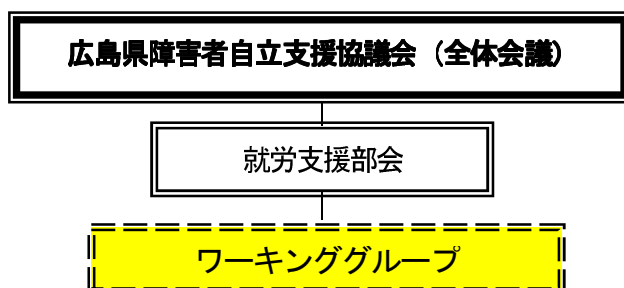
1 事案の概要

指定就労継続支援A型事業所を営む一般社団法人「しあわせの庭」（福山市，府中市で2事業所を運営（定員90人，職員32人））が，平成29年11月17日に経営の悪化等により経営破たんした。

利用者106名，職員29名が一斉解雇されたが，当該法人は，10月・11月分の給与や解雇予告手当を支払わず，また，障害者総合支援法で求められる利用者に対する再就職先や他の障害福祉サービスの斡旋などの必要な措置を行わなかった。（平成30年8月末現在の未就職者数 利用者19/106名，職員4/29名）

2 検証体制

- 検証作業は，「広島県障害者自立支援協議会（以下，「協議会」という。） 就労支援部会」で実施。
- 検証作業には，福山市も参画（平成30年1月30日知事・市長会議）。
- 就労支援部会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置き，事務局を県と福山市が担う。



3 検証過程

機 関	時 期	内 容
自立支援協議会	1月18日	事案の説明，検証の進め方等協議
就労支援部会	2月20日	事案の説明，検証の進め方等協議
第1回 WG	3月6日	事案の説明，検証項目等協議，審査体制ヒアリング
第2回 WG	6月5日	アンケート・ヒアリングの実施方法等協議
	6月13日～	アンケート実施
就労支援部会	7月18日	WGの進捗状況の報告
第3回 WG	8月2日	利用者等ヒアリングの実施，有識者からの意見聴取
自立支援協議会	8月3日	進捗状況の報告
第4回 WG	9月14日	アンケート等結果報告，再発防止策等検討
第5回 WG	10月9日	検証報告案検討
就労支援部会	10月23日	WGより報告，報告案検討
自立支援協議会	11月6日	部会より報告，協議

4 検証報告書（案）の概要

(1) 経営破たんの原因

- ・自己資金を準備せず，借入金，訓練等給付費，特定求職者雇用開発助成金に依存した経営
- ・事業拡大に生産活動による収益が伴わず資金ショートし破たん（負債総額2億8,000万円（内2億2,000万円は金融機関等からの借入及びリース））

(2) 検証報告書（案）の概要

裏面のとおり。

5 今後の予定

提言内容の実現を図るため，平成31年度予算要求，業務の見直し
厚生労働省に対する要望活動 等

検証報告書（案）の概要

目指すべき姿	現状・課題等	分析	再発防止に向けた取組への提言と制度要望
<p>事業所指定・指導の適正化</p>	<p><県及び福山市の事業者指定・指導> ○ 審査・検査が表面的 ・事業計画の採算性の審査が不十分 ・検査の際に会計検査をしていない ・設置法人を検査していない ○ 3年に1回の実地検査など検査の頻度が低い</p>	<p>⇒指定基準の項目チェック中心 ⇒会計検査のスキルがない ⇒法人の検査権限が不明確 ⇒事業所数と検査体制のアンバランス</p>	<p>○ 経営内容・個別処遇に踏み込んだ審査・検査 ・マニュアル改訂，職員研修，外部専門家の活用 ・地域差解消のため指導監督基準の改正や行政職員の研修実施（制度要望） ○ 指導・検査体制の強化 ・検査対象数に見合った指導・検査体制の整備 等</p>
<p>A型事業所のありべき姿を目指した運営の底上げ</p> <p>あるべき姿 利用者が自立した日常・社会生活を営めるよう、雇用契約締結による（最低賃金保障等）雇用機会の提供、就労の知識・能力向上の訓練等を行う。</p>	<p><事業所運営> ○ <u>生産活動が極端に低調</u> ・軽作業中心で収益性が乏しい ・全県でも、6割を超える事業所が基準未達状態（生産活動による収益で利用者賃金を賄えない） ○ <u>精神障害者の利用が多数</u> ・障害種別：身体 24%/知的 24%/精神 52% ・全県でも、精神 54%で、精神障害者の利用が過半 ○ 利用者処遇技術が低い ・職員が定着せず未経験者中心 ・研修等人材育成低調</p>	<p>⇒事業所の規模が小さく、商品開発力，営業力が弱い（定員 20名で職員 3～4 名配置） ⇒精神の障害特性に配慮した就労支援が必要だが、それができる事業所は少ない ⇒事業所の規模が小さく、単独では人材育成の力が無い</p>	<p>○ 基準未達事業所の経営改善の促進 ・経営改善計画書の審査，進捗モニタリング，実施状況等公表 ○ 収益力向上のための経営支援 ・指導，検査における経営診断，県市町の各種支援策（商品開発，共同受注，優先発注など）等への参画。 ○ 提供するサービスの質の向上と事業経営の透明性の確保 ・障害福祉サービス等情報公開制度等による情報公開の徹底 ○ A型事業所職員の資質向上のための支援 ・精神障害者に対する就労支援スキル向上を含めた職員研修機会の提供 ○ その他 ・A型事業所の自助努力を促す報酬体系，テレワークの活用（制度要望） 等</p>
<p>利用者が能力を最大限発揮し、安心して働ける場の確保</p>	<p><利用者に対する支給決定> ○ <u>利用者の能力に応じたサービスの振分が不十分</u> ○ <u>相談支援事業所との連携が不十分</u> ・セルフプラン利用者 30%，暫定支給決定低調 ・全県ではセルフプラン 44%で相談支援事業所によるモニタリングが行われていない 等</p> <p><利用者保護> ○ <u>内部牽制脆弱，情報公開に消極的</u> ・役員 2人の一般社団法人で，監事未設置。総会未開催で予算・決算なし ・全県でも，基準未達事業所は小規模法人が多い ・経営悪化を知らず，一斉解雇 45 日前に就職した利用者 ○ 廃止時にサービス継続利用のための便宜供与がない ○ 未払賃金 ・未払賃金立替制度は未払賃金の 8 割保護（解雇予告手当は対象外）</p>	<p>⇒適切にサービスを紹介するには，高い専門性が必要 ⇒相談支援事業所が不足 ⇒ハローワークとの連携が薄い ⇒運営主体として，制度が容認しているが，改める必要がある ⇒破たんしたら手遅れ，危ない事業所に近づけない ⇒破産手続による救済のみでは不十分</p>	<p>○ 利用者の能力にふさわしい働く場を提供するための関係機関の連携 ・ハローワーク，市町，相談支援事業所間の適切な連携・調整の仕組み構築 ・事業所が行ったアセスメントを市町が適正に評価するための技術的支援，相談支援全般に対する市町への財政的支援の充実（制度要望） ○ 不適格事業者あるいは経営危機状態にある事業所からの障害者保護 ・不適格事業者についての情報共有の仕組み構築 ・指定基準の厳格化（特に法人の種類・規模・体制，最低資本金額等の財政基盤），公認会計士又は税理士の関与の必須化，経営情報等の公開による内部牽制体制の強化（制度要望） ○ その他 ・未払賃金保障制度の拡充（制度要望） 等</p>

※：□は、県内の就労継続支援A型事業所に共通する課題・問題点。